

平成29年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る 入札契約制度の改正について

平成26年6月に公共工事の品質確保とその担い手の確保や育成を実現するためいわゆる「担い手三法」が改正され、本市におきましては、その基本理念等を念頭に入札契約制度の改正を行ってきたところです。

平成29年度についても、契約の透明性、公正性、競争性を確保しつつ、適正価格での契約により、公共工事の品質確保と建設業の健全な発展を図るため、「担い手三法」の改正の趣旨及び地域の実情等を踏まえ検討を行い、建設工事及び建設コンサルタント業務等について下記のとおり制度改正を行います。

制度改正

1. 最低制限価格制度における算定方法の見直し
2. 総合評価落札方式(試行)における「自己採点方式」の導入
3. 若手・女性技術者を配置する一般競争入札の拡大(試行)
4. (監理)技術者の兼任の緩和

平成 29 年 4 月 7 日
大分市総務部 契約監理課

1. 最低制限価格制度における算定方法を見直します

本市では、平成18年度より建設工事や建設コンサルタント業務等において、品質の確保やダンピング受注による下請のしわ寄せなどを防止する観点から、最低制限価格制度を実施し、その算定は独自の方式を採用していましたが、平成29年度より建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札における最低制限価格について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデル等に準拠した算定方法に見直します。

建設工事(全業種共通)

設計額をもとに(1)、(2)により制限割合を算定後、(3)により最低制限価格を算定します。

(1) 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(注1) 「直接工事費の97%の額」、「共通仮設費の90%の額」、「現場管理費の90%の額」、「一般管理費等の55%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。上記の合算額に100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合(少数第3位を四捨五入し、第2位までとする)。

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

(2) 制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、上限値(9/10)を上回る場合は9/10とする。

(3) 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注4) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

建設コンサルタント業務等

建設工事と同様、(1)、(2)により制限割合を算定後、(3)により最低制限価格を算定します。

(1) 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目①} + \text{項目②} + \text{項目③} + \text{項目④}) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(注1) 下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げるそれぞれの額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる)の合算額に、100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合(少数第3位を四捨五入し、第2位までとする)とする。

(2) 制限割合の適用範囲

$$\text{別表の適用範囲の下限値} \leq \text{制限割合} \leq \text{別表の適用範囲の上限値}$$

(注2) 制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

(3) 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注3) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(別表) 業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	①	②	③	④	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の48%の額	—	6/10から8/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額	6/10から8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の48%の額	6/10から8/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額	2/3から8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額	6/10から8/10

◆ 平成29年4月11日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

2. 総合評価落札方式(試行)における「自己採点方式」を導入します

総合評価落札方式における落札決定までの期間短縮を図るため、本市が発注する総合評価落札方式のうち、特別簡易型を選択する工事について、「自己採点方式」を実施します。これにより、公告から落札決定までの期間が3日程度短縮できる予定です。

《開札の流れ》

- ① 入札参加者全員についてそれぞれの参加者の「自己採点表」の技術評価点(標準点+加算点)と「入札書」の入札価格をもとに、評価値を算出し、評価値の最も高い者を落札候補者とします。
- ② 落札候補者の技術評価項目の審査を行います。

◎自己採点表に採点誤りがあった場合の評価

- ・過大な自己採点・・・該当項目を0点で評価します。
- ・過小な自己採点・・・評価を修正しません。
- ・評価項目の上限超・・・0点で評価します。

- ③ 審査の結果、評価値について2位の者と入れ替わらない場合は、当該落札候補者を落札者として決定します。
- ④ ただし、評価値について1位の者が入れ替わった場合は、新たな1位の者を落札候補者として審査します。
- ⑤ 自己採点表の未提出については、入札を無効といたします。

◆ 平成29年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

3. 若手・女性技術者を配置する一般競争入札を拡大します(試行)

本市では、改正品確法の基本理念である、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成、確保されるよう、平成27年度より舗装工事において、35歳以下の若手技術者の配置を要件とする一般競争入札を試行していますが、新たに土木一式工事について、配置予定技術者(主任技術者)に35歳以下の若手又は女性技術者の配置を要件とする一般競争入札を試行します。併せて、舗装工事についても35歳以下の若手又は女性技術者の配置を要件とします。

対象工事	設計金額が2000万円以上の土木一式工事
配置予定技術者	35歳以下の若手技術者、又は女性技術者
発注予定件数	3件

4. (監理)技術者の兼任の緩和について

本市では、「現場代理人の常駐緩和措置」及び「主任（監理）技術者の専任を要しない期間等」を定め、技術者不足の解消に努めておりますが、今般、配置技術者不足等による入札不調の増加傾向が見られることから、工場製作期間の現場代理人と監理技術者の兼任条件を見直します。

《兼任を認める要件》

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、同一工場と同種工事の製作のみが行われている期間とし、書面により明確となっていること。

《現場代理人と監理技術者の兼任の組合せの例》

1. 本市発注の工事（契約済工事、あと工事）において、契約済工事の監理技術者は、あと工事の現場代理人と監理技術者の兼任を認めます。

大分市発注	大分市発注
契約済工事	あと工事
現場代理人	現場代理人
A氏	B氏
監理技術者	監理技術者
B氏	

2. 契約済の国県他市町村発注工事の監理技術者と、本市発注のあと工事の現場代理人と監理技術者の兼任を認めます。

国県他市町村発注	大分市発注
契約済工事	あと工事
現場代理人	現場代理人
A氏	B氏
監理技術者	監理技術者
B氏	

◆ 平成29年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

最低制限価格制度における算定式の見直し内容

【旧】

建設工事（全業種共通）

○制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

建設コンサルタント業務等

○ 制限割合の算定式について

(1) 測量業務

$$\frac{(\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 45\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

$$\frac{(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 45\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

◆ 平成29年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

【新】

建設工事（全業種共通）

○制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

建設コンサルタント業務等

○ 制限割合の算定式について

(1) 測量業務

$$\frac{(\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 48\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

$$\frac{(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 48\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

◆ 平成29年4月11日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

経費区分等の取扱い及び最低制限価格の算出方法

□ 経費区分の取扱いについて（建設工事）

最低制限価格の算定における経費区分については、次のとおり取扱うものとする。

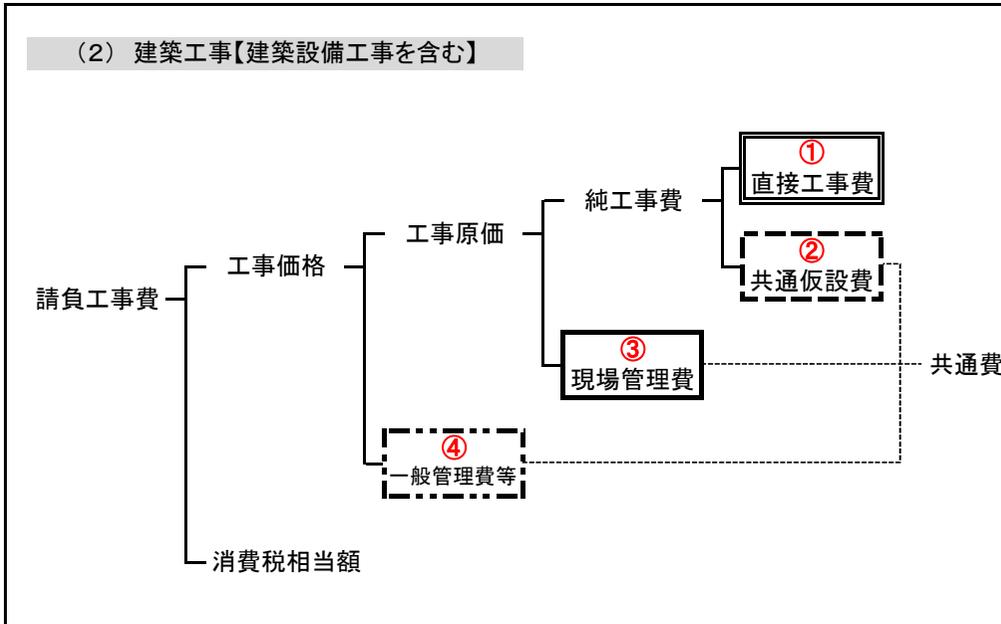
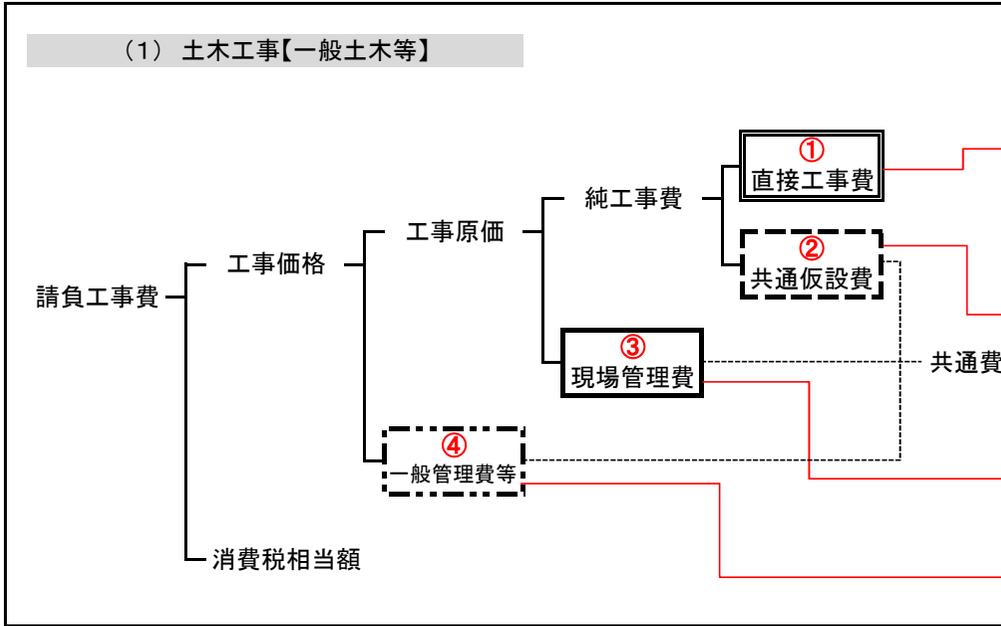
以下フロー中 **①** は直接工事費、 **②** は共通仮設費（ただし、共通仮設費積上分は **① 直接工事費** に含む。）、 **③** は現場管理費、 **④** は一般管理費等とする。

ただし、下記フロー中（４）の「製作原価」、（５）の「機器単体費」及び（６）の「工場製作原価」に見積による資材単価を使用する場合において、当該資材単価が現場着単価である場合には、下記フローによる分割は行わず、全て **① 直接工事費** として取扱うものとする。

なお、「製作原価」、「機器単体費」及び「工場製作原価」の資材単価を、下記フローにより分割できるものについては、分割して取り扱うものとする。

また、直接工事費とは別にスクラップ等控除額を計上している場合（一般管理費等の計上後に控除している場合）は、直接工事費からスクラップ等控除額を減額のうえ、所定の率を乗じるものとする。

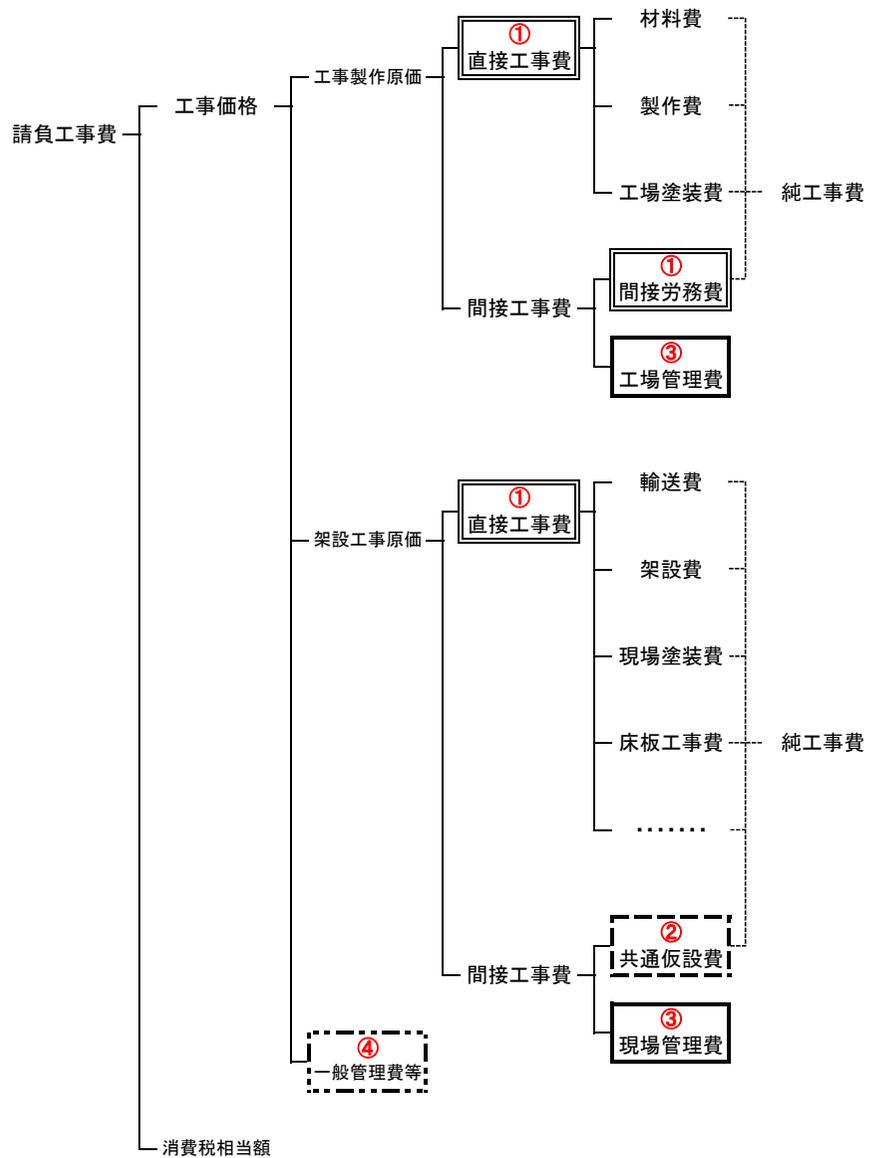
□ 最低制限価格等の算出方法 【設計図書等にて各経費を算出して行う。】



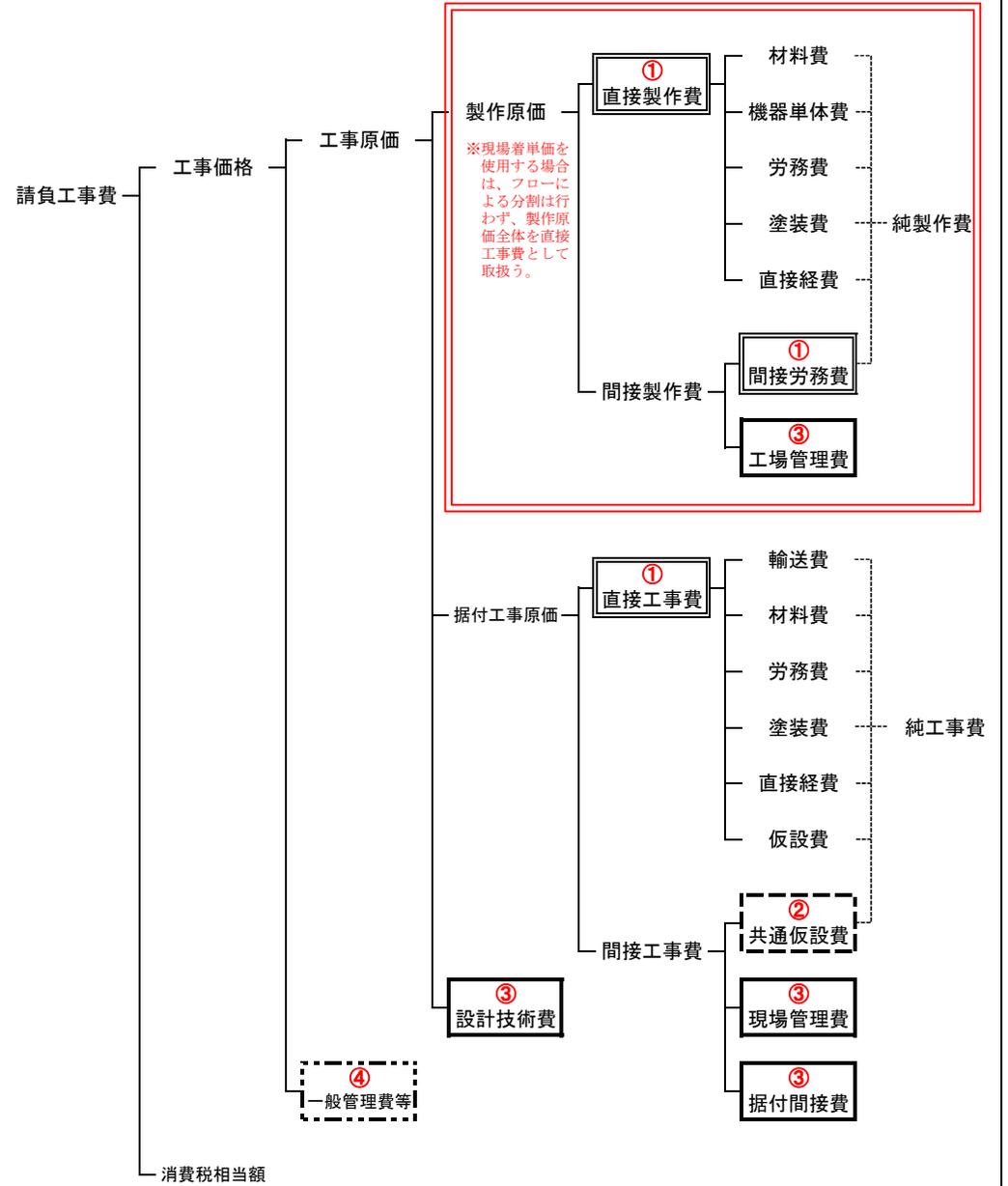
【算出例】土木・建築工事

① 直接工事費	3,000,000	×	基準率 0.97	=	算出額 2,910,000 円 (1円未満切り捨て)
※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。					
② 共通仮設費 (200,000)	200,000	×	0.90	=	180,000 円 (1円未満切り捨て)
③ 現場管理費	300,000	×	0.90	=	270,000 円 (1円未満切り捨て)
④ 一般管理費等	200,000	×	0.55	=	110,000 円 (1円未満切り捨て)
設計額(税抜)	3,700,000 円		合計(税抜)		3,470,000 円
消費税率 8.0%	1.08		消費税率 8.0%		1.08
設計額(税込)	3,996,000 ……A		合計(税込)		3,747,600 ……B
制限割合(B/A)	B / A =		0.94		(小数第3位を四捨五入)
制限割合(確定)	7/10 (下限値)	≤	0.9	≤	9/10 (上限値)
予定価格	税込 3,996,000 円		税抜 3,700,000 円		
最低制限価格	= 予定価格 × 制限割合				
最低制限価格	税込 3,596,400 円		税抜 3,330,000 円		(円未満切上げ)

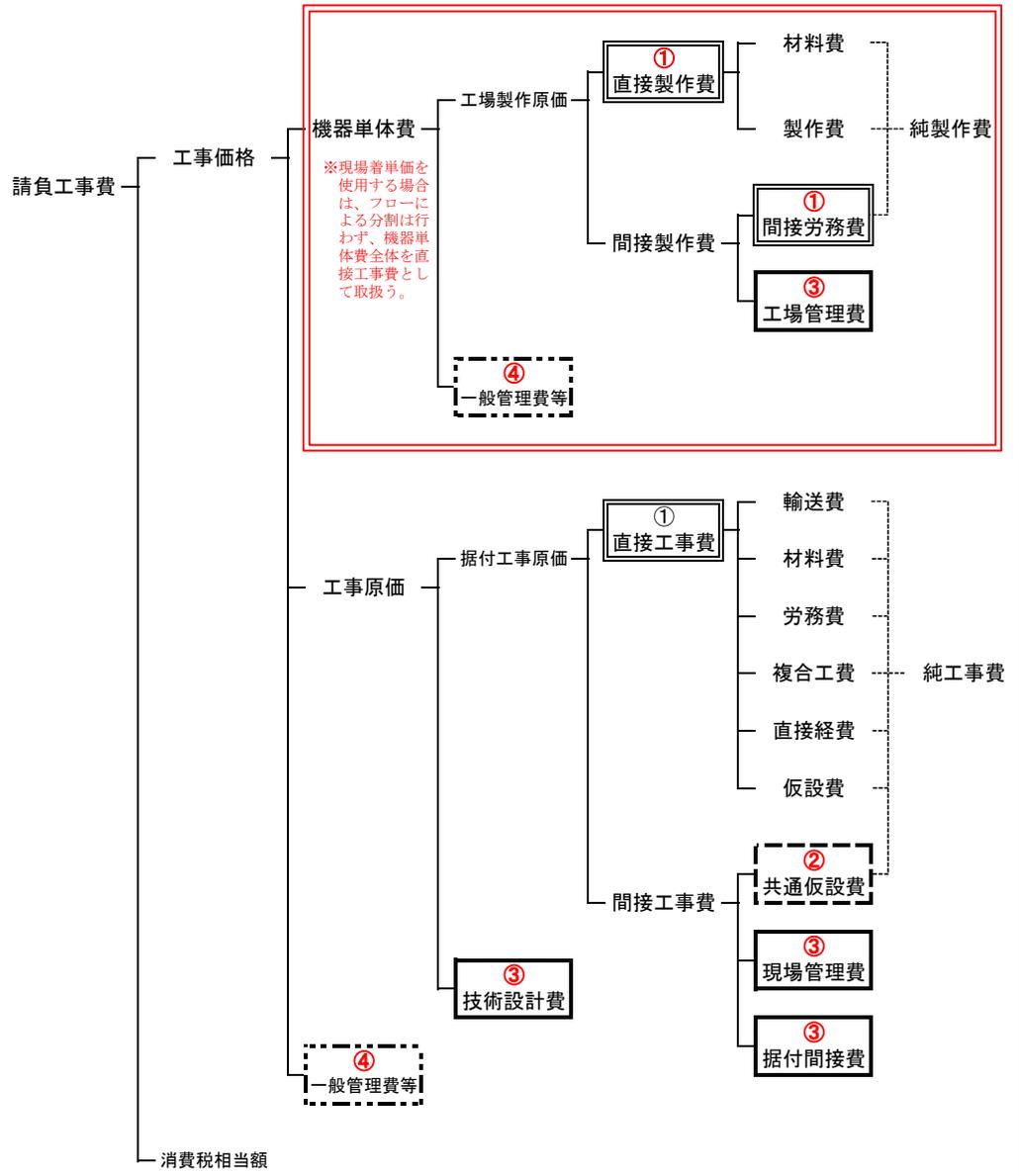
(3) 土木工事【鋼橋制作(工場制作、架設工事)】



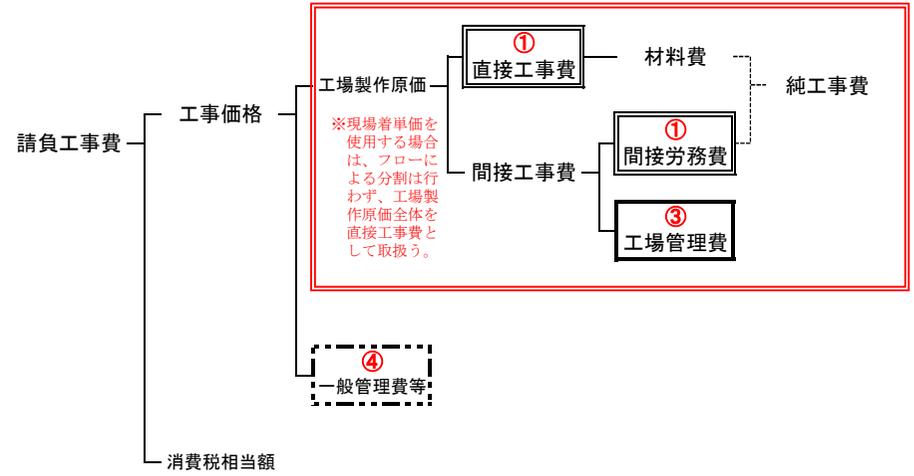
(4) 土木工事【機械設備(製作、据付工事)】



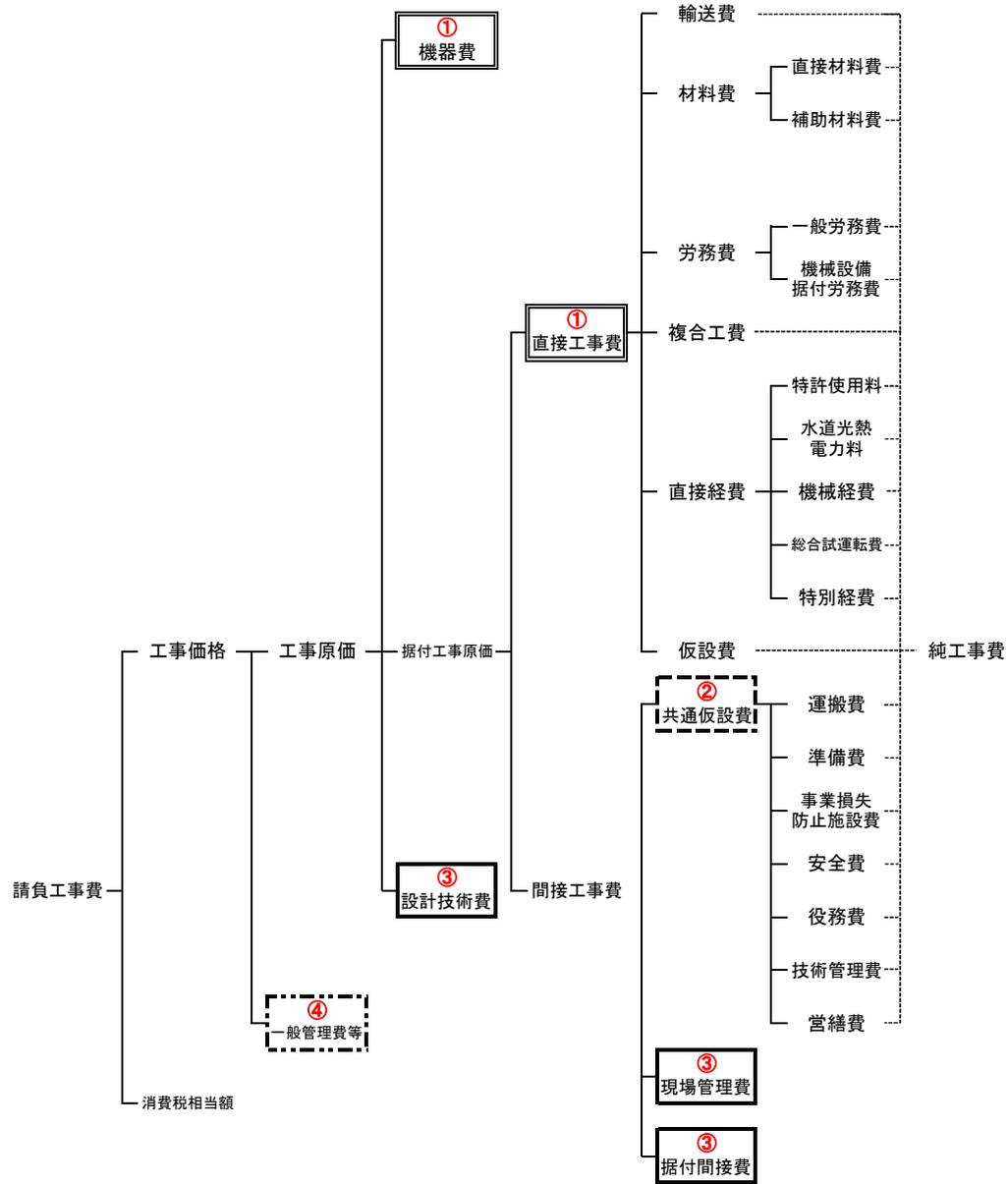
(5) 土木工事【電気(通信)設備 (機器、工事)】



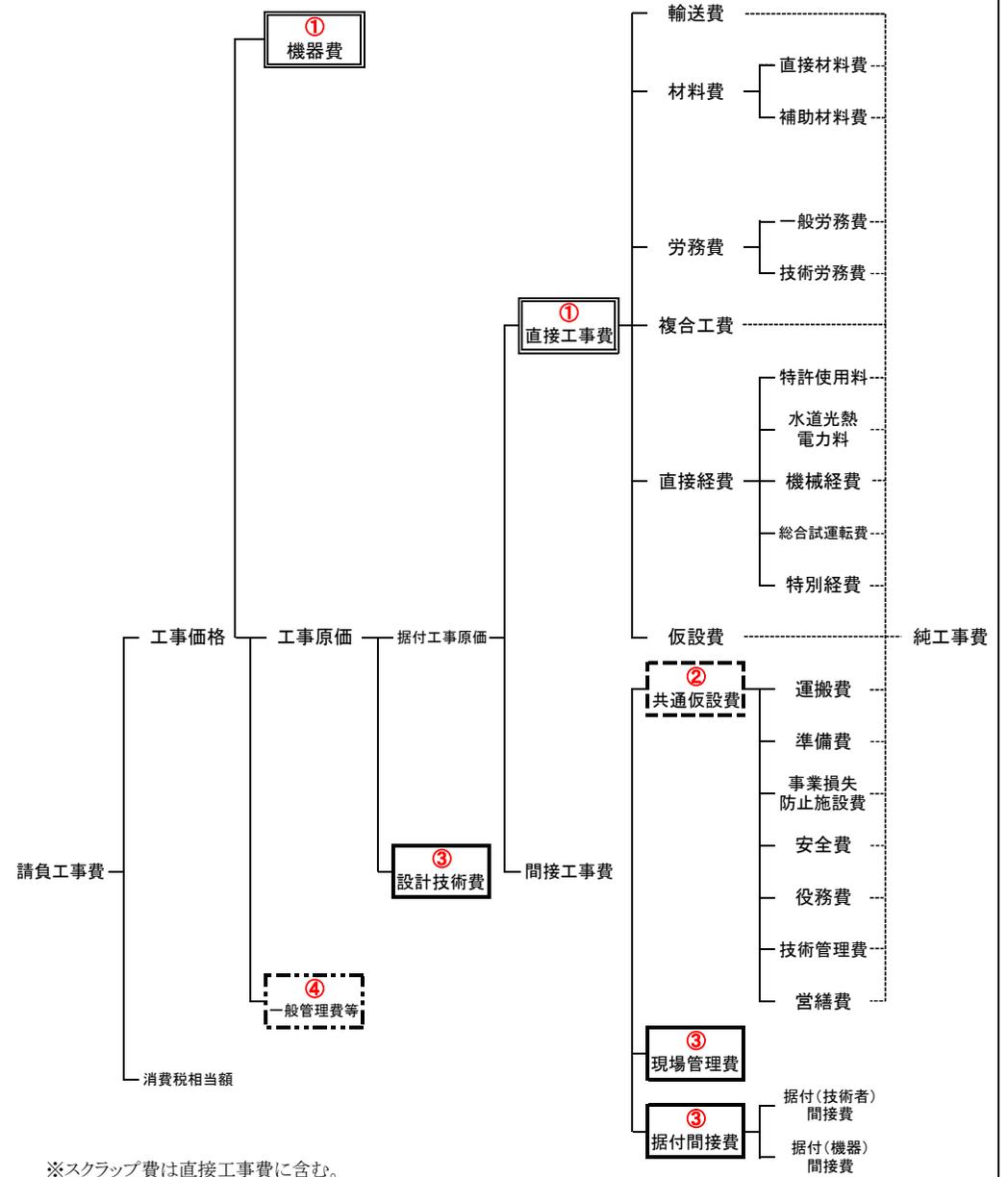
(6) 土木工事【その他(支承工、落橋防止装置工等)】



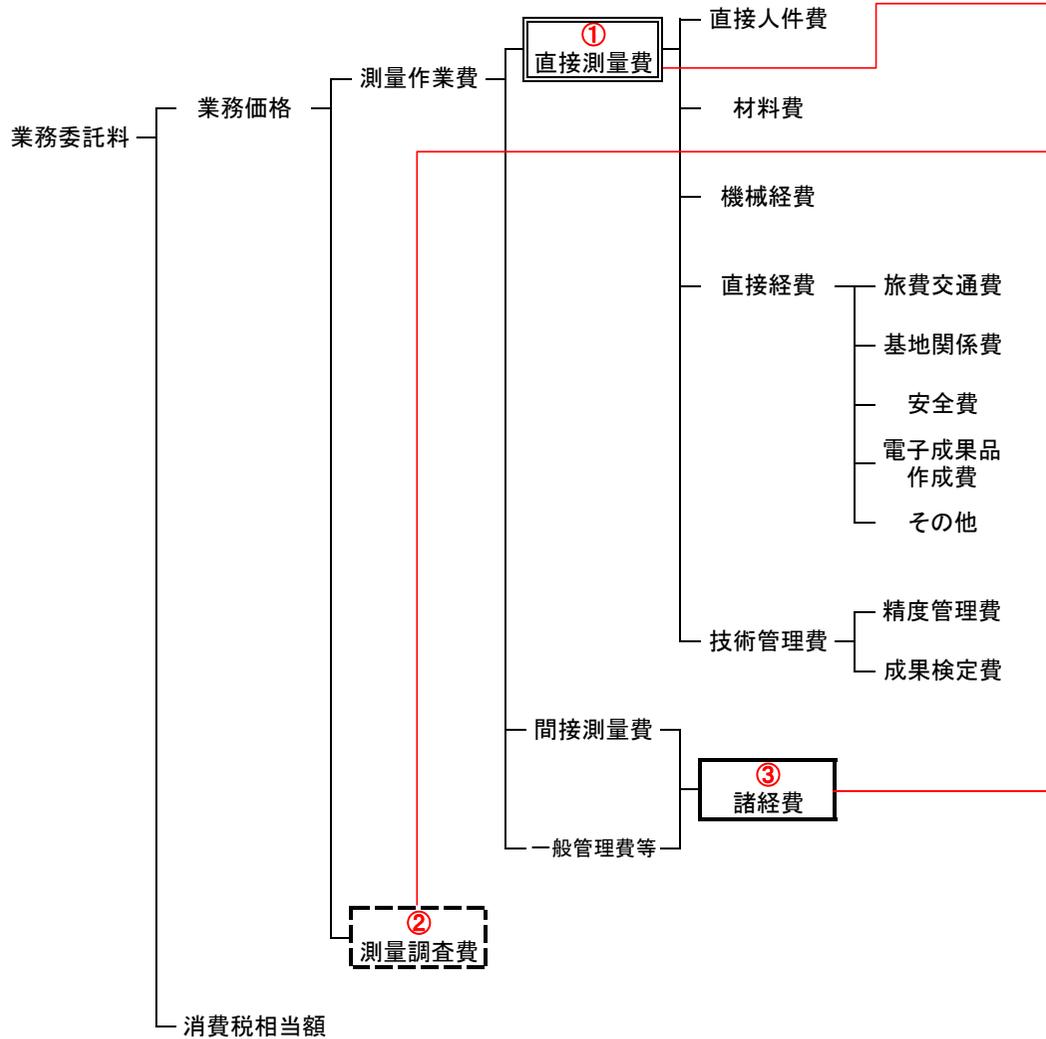
(7) 下水道【機械設備工事】



(8) 下水道【電気設備工事】



(9) 【 測 量 】



【 算出例 】 測 量

① 直接測量費	設計書より 3,000,000	×	基準率 1.00	=	算出額 3,000,000 円 (1円未満切り捨て)
② 測量調査費	200,000	×	1.00	=	200,000 円 (1円未満切り捨て)
③ 諸経費	300,000	×	0.48 (4.8/10)	=	144,000 円 (1円未満切り捨て)

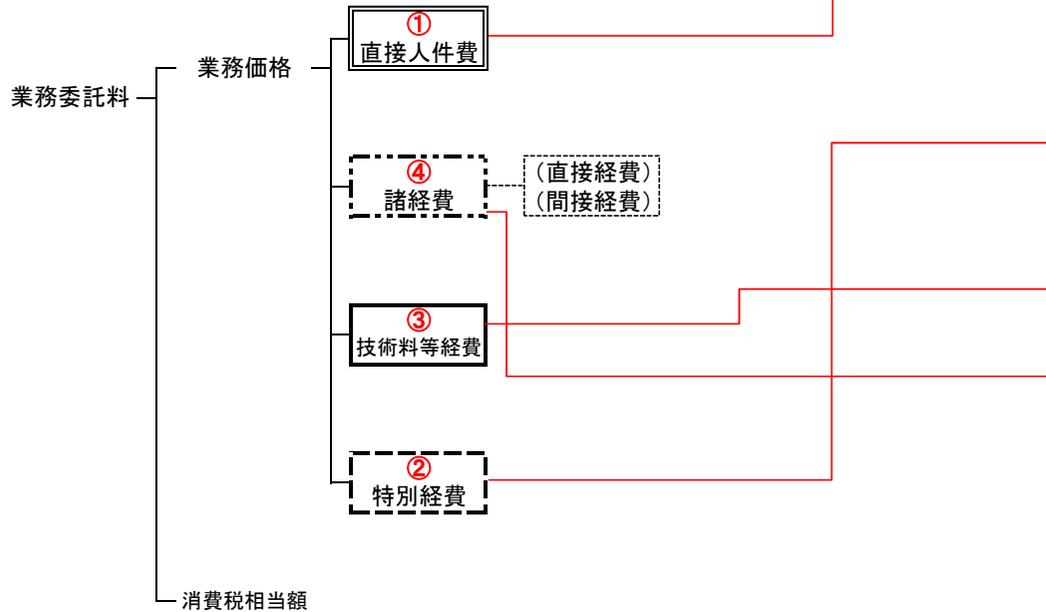
設計額(税抜)	3,500,000 円	合計(税抜)	3,344,000 円
消費税率	8.0% 1.08	消費税率	8.0% 1.08
設計額(税込)	3,780,000 …A	合計(税込)	3,611,520 …B
制限割合(B/A)	B / A =	0.96 <small>(小数第3位を四捨五入)</small>	
制限割合(確定)	6/10 <small>(下限値)</small>	≤ 0.8 ≤	8/10 <small>(上限値)</small>

予定価格	税込	3,780,000 円
	税抜	3,500,000 円

最低制限価格 = 予定価格 × 制限割合

最低制限価格	税込	3,024,000 円
	税抜	2,800,000 円 <small>(円未満切上げ)</small>

(10) 【建築コンサル】



【算出例】建築関係建設コンサルタント

項目	設計書より	基準率	算出額
① 直接人件費	3,000,000	1.00	3,000,000 円 (1円未満切り捨て)
② 特別経費	200,000	1.00	200,000 円 (1円未満切り捨て)
③ 技術料等経費	300,000	0.60 (6/10)	180,000 円 (1円未満切り捨て)
④ 諸経費	200,000	0.60 (6/10)	120,000 円 (1円未満切り捨て)

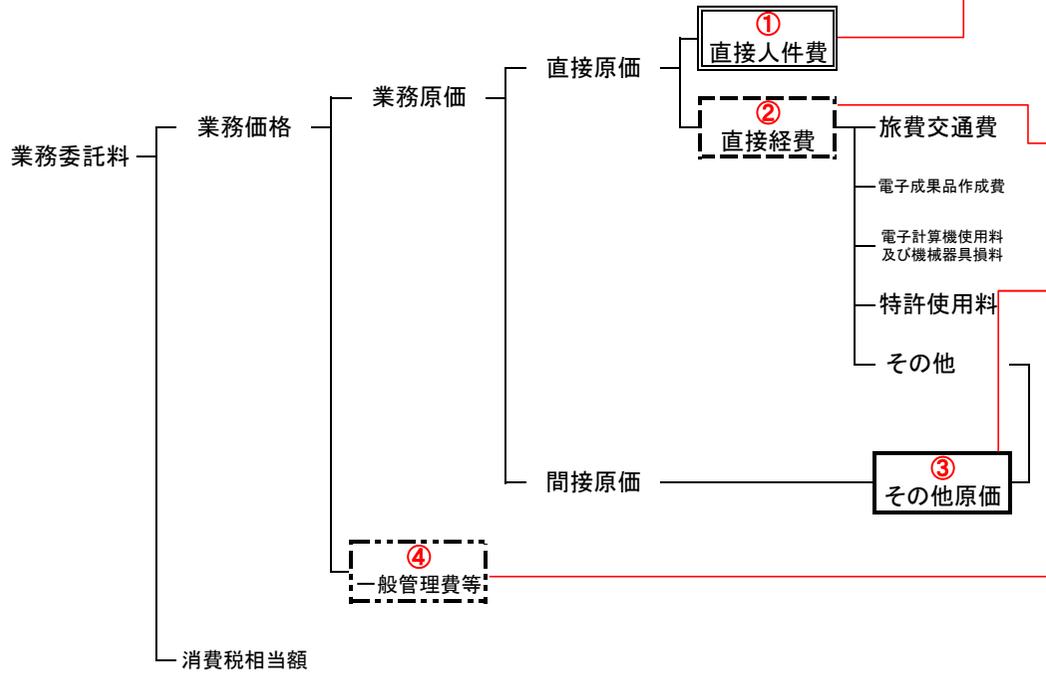
設計額(税抜)	3,700,000 円	合計(税抜)	3,500,000 円
消費税率	8.0% 1.08	消費税率	8.0% 1.08
設計額(税込)	3,996,000 ...A	合計(税込)	3,780,000 ...B
制限割合(B/A)	B / A = 0.95 (小数第3位を四捨五入)		
制限割合(確定)	6/10 (下限値) ≤ 0.8 ≤ 8/10 (上限値)		

予定価格	税込	3,996,000 円
	税抜	3,700,000 円

最低制限価格 = 予定価格 × 制限割合

最低制限価格	税込	3,196,800 円
	税抜	2,960,000 円 (円未満切上げ)

(11) 【土木コンサル】



【算出例】土木関係建設コンサルタント

① 直接人件費	設計書より 3,000,000	×	基準率 1.00	=	算出額 3,000,000 円 (1円未満切り捨て)
② 直接経費	200,000	×	1.00	=	200,000 円 (1円未満切り捨て)
③ その他原価	300,000	×	0.90 (9/10)	=	270,000 円 (1円未満切り捨て)
④ 一般管理費	200,000	×	0.48 (4.8/10)	=	96,000 円 (1円未満切り捨て)
設計額(税抜)	3,700,000 円		合計(税抜)		3,566,000 円
消費税率	8.0%	1.08	消費税率	8.0%	1.08
設計額(税込)	3,996,000 …A		合計(税込)		3,851,280 …B
制限割合(B/A)	B / A =		0.96		(小数第3位を四捨五入)
制限割合(確定)	6/10 (下限値)	≤	0.8	≤	8/10 (上限値)

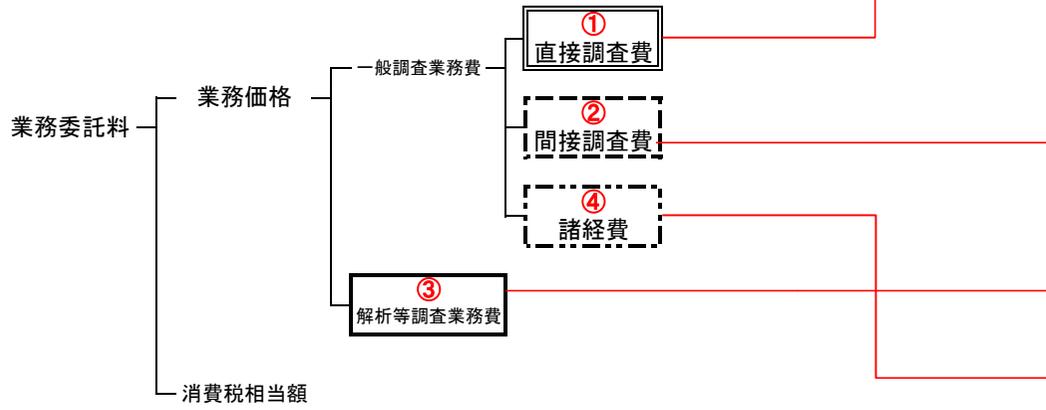
予定価格	税込	3,996,000 円
	税抜	3,700,000 円

最低制限価格 = 予定価格 × 制限割合

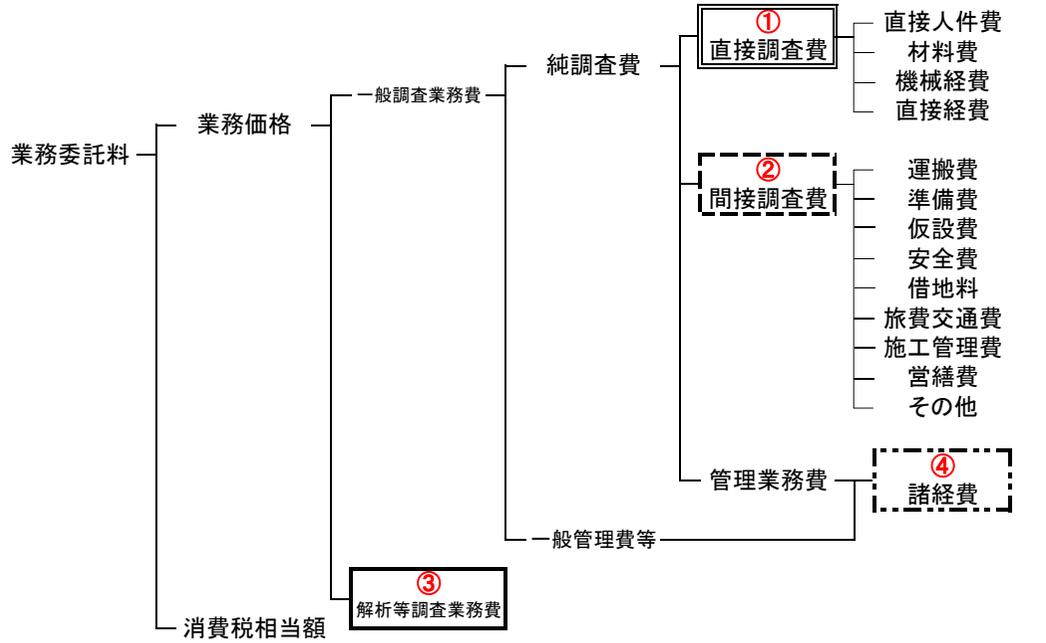
最低制限価格	税込	3,196,800 円
	税抜	2,960,000 円

(円未満切上げ)

(12) 【地質調査(建築コンサル)】



(13) 【地質調査(土木コンサル)】



【算出例】地質調査

① 直接調査費	設計書より 3,000,000	×	基準率 1.00	=	算出額 3,000,000 円 (1円未満切り捨て)
② 間接調査費	200,000	×	0.90 (9/10)	=	180,000 円 (1円未満切り捨て)
③ 解析等調査業務費	300,000	×	0.80 (8/10)	=	240,000 円 (1円未満切り捨て)
④ 諸経費	200,000	×	0.45 (4.5/10)	=	90,000 円 (1円未満切り捨て)

設計額(税抜) 3,700,000 円 合計(税抜) 3,510,000 円

消費税率 8.0% 1.08 消費税率 8.0% 1.08

設計額(税込) 3,996,000 ...A 合計(税込) 3,790,800 ...B

制限割合(B/A) B / A = 0.95
(小数第3位を四捨五入)

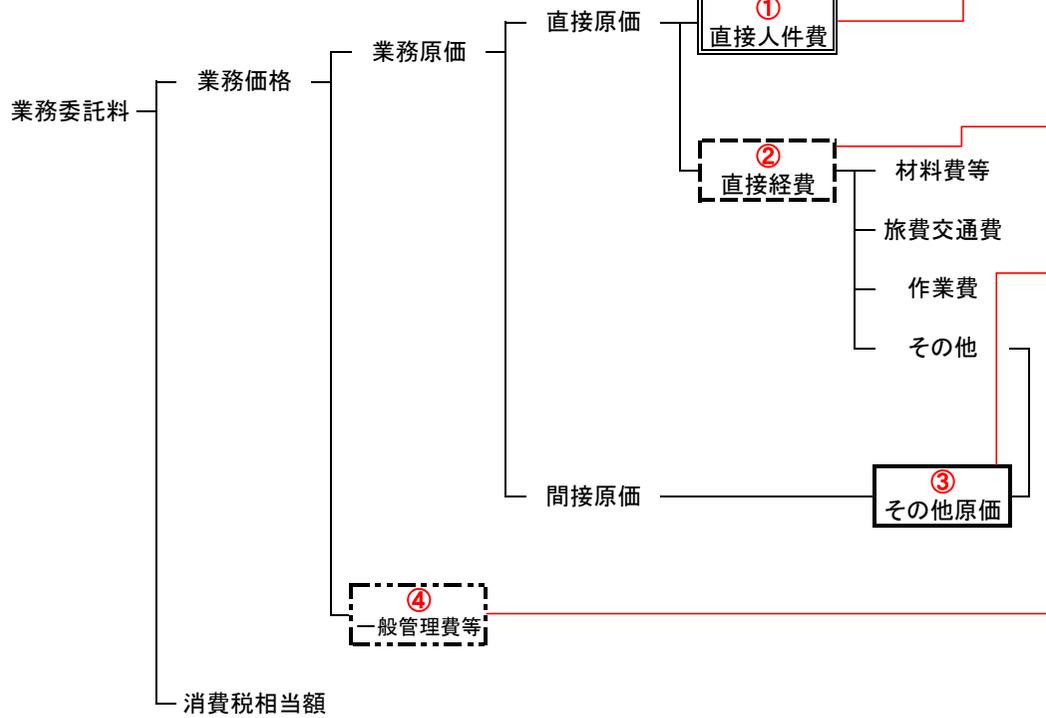
制限割合(確定) 2/3 (下限値) ≤ 0.85 ≤ 8.5/10 (上限値)

予定価格	税込	3,996,000 円
	税抜	3,700,000 円

最低制限価格 = 予定価格 × 制限割合

最低制限価格	税込	3,396,600 円
	税抜	3,145,000 円 (円未満切上げ)

(14) 補償コンサル【用地・建物等調査】



【算出例】補償関係コンサルタント

項目	設計書より	基準率	算出額
① 直接人件費	3,000,000	1.00	3,000,000 円 (1円未満切り捨て)
② 直接経費	200,000	1.00	200,000 円 (1円未満切り捨て)
③ その他原価	300,000	0.90 (9/10)	270,000 円 (1円未満切り捨て)
④ 一般管理費	200,000	0.45 (4.5/10)	90,000 円 (1円未満切り捨て)

設計額(税抜) 3,700,000 円 合計(税抜) 3,560,000 円

消費税率 8.0% 1.08 消費税率 8.0% 1.08

設計額(税込) 3,996,000 ...A 合計(税込) 3,844,800 ...B

制限割合(B/A) = 0.96
(小数第3位を四捨五入)

制限割合(確定) 6/10 (下限値) ≤ 0.8 ≤ 8/10 (上限値)

予定価格	税込	3,996,000 円
	税抜	3,700,000 円

最低制限価格 = 予定価格 × 制限割合

最低制限価格	税込	3,196,800 円
	税抜	2,960,000 円 (円未満切上げ)

設計測量業務委託等【異なる業種区分の算出方法】

(15) 【設計測量業務委託】

見積参考資料					
費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費				3,000,000	
直接経費				200,000	
その他原価				300,000	
設計業務原価					
一般管理費等				200,000	
設計業務価格				3,700,000	

【 設 計 】

【算出①】土木関係建設コンサルタント			
① 直接人件費	設計書より 3,000,000	× 基準率 1.00	= 算出額 3,000,000 円 <small>(1円未満切り捨て)</small>
② 直接経費	200,000	× 1.00	= 200,000 円 <small>(1円未満切り捨て)</small>
③ その他原価	300,000	× 0.90 (9/10)	= 270,000 円 <small>(1円未満切り捨て)</small>
④ 一般管理費	200,000	× 0.48 (4.8/10)	= 96,000 円 <small>(1円未満切り捨て)</small>
設計額(税抜)	3,700,000 円		合計(税抜) 3,566,000 円
消費税率	8.0%	1.08	消費税率 8.0% 1.08
設計額(税込)	3,996,000 ……A		合計(税込) 3,851,280 ……B

見積参考資料					
費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接測量費				3,000,000	
測量調査費				200,000	
諸経費				300,000	
測量作業価格				3,500,000	

【 測 量 】

【算出②】測 量			
① 直接測量費	設計書より 3,000,000	× 基準率 1.00	= 算出額 3,000,000 円 <small>(1円未満切り捨て)</small>
② 測量調査費	200,000	× 1.00	= 200,000 円 <small>(1円未満切り捨て)</small>
③ 諸経費	300,000	× 0.48 (4.8/10)	= 144,000 円 <small>(1円未満切り捨て)</small>
設計額(税抜)	3,500,000 円		合計(税抜) 3,344,000 円
消費税率	8.0%	1.08	消費税率 8.0% 1.08
設計額(税込)	3,780,000 ……C		合計(税込) 3,611,520 ……D

業種区分ごとの合計額を合算して算出する。

$$\text{制限割合} = \frac{(B + D)}{(A + C)} = \frac{3,851,280}{3,996,000} = 0.96$$

(小数第3位を四捨五入)

$$\text{制限割合(確定)} = \frac{6}{10} \leq 0.8 \leq \frac{8}{10}$$

(下限値) (上限値)

予定価格	税込	7,776,000 円
	税抜	7,200,000 円

最低制限価格 = 予定価格 × 制限割合

最低制限価格	税込	6,220,800 円
	税抜	5,760,000 円

(1円未満切り上げ)

※税抜は上記(税込)の消費税割戻した額